

ディスプレイ広告大型パッケージ特約

第1条 (本特約の適用)

「ディスプレイ広告大型パッケージ特約」(以下「本特約」といいます)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が提供する、「ぐるなびディスプレイ広告」(以下「本サービス」といい、詳細は第2条に定めます)の利用を申し込み、当社がこれを承諾したもの(以下「契約者」といいます)が本サービスを利用するにあたり、当社と契約者の間に適用される事項を定めます。

第2条 (本サービス)

当社は契約者に対し、本サービスとして、当社の運営する各種ウェブサイト及びアプリケーション(以下「本サイト」といいます)上に、本サイトに掲載している契約者の指定する店舗ページにかかる広告(以下「本広告」といいます)を掲載し、一口あたり3,000インプレッション相当表示として、当社が本特約又は別途定める条件に従って契約者が指定する口数(以下「指定口数」といいます)により本広告を本サイトの利用者(以下「ユーザー」といいます)に対して表示するサービスを提供します。

第3条 (契約の成立及び契約期間)

本サービスの契約期間は、本サービスの利用希望者が申込画面により本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾した日(以下「契約成立日」といいます)から、本サービスにより本広告を表示する期間(以下「利用期間」といい、詳細は次条に定めます)の終了日までとします。

第4条 (利用期間)

本サービスの利用期間は、乙が別途指定した期間とします。

第5条 (利用料金等)

1. 本サービスの利用料金は、一口あたり10,000円(税抜)に指定口数を乗じた額を総額(以下「利用料金総額」といいます)とし、これを前条に定める利用期間に応じて按分した金額(利用料金総額を乙が指定した利用期間(月数)で除した金額を指し、以下「月額利用料」といいます)を毎月お支払いいただきます。なお、指定口数は、月額利用料に小数点が発生しないよう割り切れる数の口数でのみ指定することができるものとします。
2. 契約者が当社に支払う金額は、月額利用料及び月額利用料に対して課される消費税等の税金の合計額とします。

3. 月額利用料の第一回目の請求は、利用期間の開始月から行われるものとし、契約者は当社から発行される請求書に基づき、請求書発行月の末日までにこれを支払うものとします。
4. 利用期間終了日時点において、利用者の責めに帰すべき事由により指定口数が未消化であり、一口あたりの金額に本サービスによる本広告の実際の表示口数を乗じた金額（以下「実表示金額」といいます）が、利用料金総額に満たない場合であっても、当社はこれによる減額又は返金を行いません。

第6条 （契約者による解約）

1. 契約者は、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日が月の途中であっても、契約者は、月額利用料の全額を支払う義務を負い、当社は、日割り計算による減額又は返金を行いません。
2. 前項により本契約を解約する場合、利用料金総額は、当該解約までの期間に応じた割合の料金（月額利用料に利用期間の開始月から解約希望日が属する月までの月数に乗じた額に相当する金額をいい、以下「変更後料金」といいます）に変更されたものとみなします。
3. 第1項により解約する場合、解約希望日時点において、実表示金額が、変更後料金に満たない場合であっても、当社はこれによる減額又は返金を行いません。
4. 第1項により本契約を解約する場合、解約希望日時点において、実表示金額が変更後料金を超える場合、契約者は当社に対して実表示金額と変更後料金の差額を直ちに支払うものとします。

第7条 （免責等）

1. 当社は、本サービスに関し、契約者に対し次の各号に掲げる事項を保証しません。
 - (1) ユーザーが本広告を経由して契約者自らのサービスを利用すること
 - (2) 前号のほか、本サービスが契約者の特定目的に適合すること
2. 契約者は本広告を掲載する本サイトを指定することはできず、当社は当社の裁量において、本広告を掲載する本サイトを決定することができます。

制定日：2022年3月15日